



三重県公報

令和4年8月12日 (金)

第 336 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
病院事業庁管理規程			
5	三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金貸与規程の一部を改正する管理規程	(病 院 事 業 庁)	2
告 示			
492	クリーニング業法の規定によるクリーニング師の研修及びクリーニング業務従事者に対する講習の指定	(食 品 安 全 課)	2
493	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨	(治 山 林 道 課)	3
494	地方自治法施行令第158条第1項の規定による販売代金の収納事務の委託	(国 際 戦 略 課)	3
495	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	3
496	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	4
公 告			
	指定管理者の募集	(都 市 政 策 課)	4
	同件	(同)	5
	同件	(同)	6
	同件	(同)	7
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	8

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金貸与規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。
令和四年八月十二日

三重県病院事業庁長 長 崎 敬 之

三重県病院事業庁管理規程第五号

三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金貸与規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金貸与規程（平成十八年三重県病院事業庁管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(貸与の申請)</p> <p>第四条 修学資金の貸与を受けようとする者（次条及び第六条において「申請者」という。）は、助産師及び看護師修学資金申請書（第一号様式）に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(貸与の申請)</p> <p>第四条 修学資金の貸与を受けようとする者（次条及び第六条において「申請者」という。）は、助産師及び看護師修学資金申請書（第一号様式）に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 申請の日前三月以内に作成した健康診断書</p> <p>四・五 (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、改正後の三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金貸与規程の規定は、令和四年四月一日から適用する。

告 示

三重県告示第 492 号

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 8 条の 2 第 1 項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第 8 条の 3 の規定による業務従事者に対する講習を次のとおり指定しました。

令和 4 年 8 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 研修等の主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋 6 丁目 8 番 2 号
- 2 令和 4 年度クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の実施日等
 - (1) クリーニング師の研修

開 催 日	会 場 名	所 在 地	予 定 人 員
令和 4 年 9 月 11 日	柿安シティホール	桑名市中央町 3 丁目 20 番地	60 人
令和 4 年 12 月 4 日	三重県吉田山会館	津市栄町 1 丁目 891	40 人

- (2) 業務従事者に対する講習（通信教育）

- ア 受付期間
令和 4 年 11 月 1 日から同月 30 日まで
- イ 講習の科目及びレポート課題
- ア) 衛生法規及び公衆衛生

- (イ) 洗濯物の受取、保管及び引渡し
 - (ウ) 洗濯物の処理
 - (エ) 繊維及び繊維製品
- ウ レポート提出締切年月日
令和 5 年 1 月 13 日

3 受講料

- (1) 5,000 円 クリーニング師の研修
- (2) 4,500 円 業務従事者に対する講習

4 修了証書の交付

研修及び講習の受講を修了した者に修了証書を交付します。

5 受講についての問い合わせ先

公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター
津市西古河町 10 番 16 号 別所ビル 3 階
電話 059-225-4181

三重県告示第 493 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 4 年 8 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
三重郡菟野町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び菟野町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 494 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、販売委託業務の販売代金収納事務を次のとおり委託しました。

令和 4 年 8 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 委託先
大阪府大阪市天王寺区上本町 6 丁目 5 番 13 号
株式会社近鉄リテーリング 代表取締役社長 大矢 茂伸
- 2 委託期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 495 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 4 年 8 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四日市鈴鹿環状線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市采女町字花ノ木 934 番 5 地先から 四日市市采女町字松ノ木 1639 番 3 地先まで	新	12.5~35.4	554.3

三重県告示第 496 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 令和 4 年 8 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 四日市鈴鹿環状線	四日市市尾平町字中村前 2099 番 1 地先から 四日市市尾平町字新平川原 1682 番 3 地先まで	令和 4 年 8 月 24 日

公 告

次のとおり県営都市公園北勢中央公園の指定管理者を募集します。
 令和 4 年 8 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 施設の概要

- (1) 名称
県営都市公園北勢中央公園
- (2) 所在地
三重県四日市市西村町、いなべ市大安町及び三重郡菰野町大字小島地内
- (3) 開園面積
40.62 ヘクタール
- (4) 施設
芝生広場、野球場、テニスコート、多目的広場、水のプラザ等

2 指定期間（予定）

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとします。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 県営都市公園北勢中央公園（以下「都市公園」といいます。）の維持修繕及び巡視点検に関する業務
- (2) 都市公園の利用者への案内に関する業務
- (3) 都市公園の有料施設の運営に関する業務
- (4) 都市公園において制限されている物販等の行為の許可に関する業務
- (5) 都市公園の利用が危険と認められる場合など利用を禁止し、又は制限する業務
- (6) 都市公園における施設の利用の許可、許可の取消し等の処分に関する業務（料金收受業務を含む。）
- (7) 都市公園の利用の促進に関する業務
- (8) その他都市公園の管理上県が必要と認める業務

4 指定管理者の資格に関する事項

法人その他の団体であること、その他募集要項に記載した資格要件を満たすこととします。詳細については、募集要項を参照してください。

5 申請の手続等に関する事項

- (1) 申請の方法

指定申請書に事業計画その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集要項を参照してください。

(2) 募集要項の配布方法

7の場所で令和4年8月12日(金)から同月22日(月)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日は除きます。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)配布します。県のホームページからのダウンロードも可能です。

(3) 現地説明会

令和4年8月25日(木)午前10時から行います。現地説明会への参加が資格要件の1つとなっています。詳細については、募集要項を参照してください。

(4) 申請書類の受付

7の場所へ、令和4年9月7日(水)から同月13日(火)までの間に持参し、又は郵送してください。

なお、持参の場合は午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)とし、郵送の場合は書留郵便により令和4年9月13日(火)午後5時必着とします。

6 選定及び指定の方法

提出された申請書類を基に三重県営都市公園指定管理者選定委員会で申請者の評価を行い、指定管理者の候補者を選定し、三重県議会の議決を経た後に、指定管理者として指定します。

7 担当部局

〒510-8511 三重県四日市市新正4丁目21番5号

三重県四日市建設事務所総務・管理室管理課 担当 樋口、小林

電話 059-352-0667

ファクシミリ 059-352-0666

電子メール hkenset@pref.mie.lg.jp

次のとおり県営都市公園亀山サンシャインパークの指定管理者を募集します。

令和4年8月12日

三重県知事 一 見 勝 之

1 施設の概要

(1) 名称

県営都市公園亀山サンシャインパーク

(2) 所在地

三重県亀山市布気町地内

(3) 開園面積

14.20ヘクタール

(4) 施設

ウォーターガーデン、バーベキューランド、キッズランド、サンシャインブリッジ等

2 指定期間(予定)

令和5年4月1日から令和10年3月31日までとします。

3 指定管理者が行う業務

(1) 県営都市公園亀山サンシャインパーク(以下「都市公園」といいます。)の維持修繕及び巡視点検に関する業務

(2) 都市公園の利用者への案内に関する業務

(3) 都市公園において制限されている物販等の行為の許可に関する業務

(4) 都市公園の利用が危険と認められる場合など利用を禁止し、又は制限する業務

(5) 都市公園における施設の利用の許可、許可の取消し等の処分に関する業務(料金收受業務を含む。)

(6) 都市公園の利用の促進に関する業務

(7) その他都市公園の管理上県が必要と認める業務

4 指定管理者の資格に関する事項

法人その他の団体であること、その他募集要項に記載した資格要件を満たすこととします。詳細については、募集要項を参照してください。

5 申請の手続等に関する事項

(1) 申請の方法

指定申請書に事業計画その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集要項を参照してください。

(2) 募集要項の配布方法

7の場所で令和4年8月12日(金)から同月22日(月)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日は除きます。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)配布します。県のホームページからのダウンロードも可能です。

(3) 現地説明会

令和4年8月24日(水)午後2時から行います。現地説明会への参加が資格要件の1つとなっています。詳細については、募集要項を参照してください。

(4) 申請書類の受付

7の場所へ、令和4年9月7日(水)から同月13日(火)までの間に持参し、又は郵送してください。

なお、持参の場合は午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)とし、郵送の場合は書留郵便により令和4年9月13日(火)午後5時必着とします。

6 選定及び指定の方法

提出された申請書類を基に三重県営都市公園指定管理者選定委員会で申請者の評価を行い、指定管理者の候補者を選定し、三重県議会の議決を経た後に、指定管理者として指定します。

7 担当部局

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条5丁目117番地

三重県鈴鹿建設事務所総務・管理室管理課 担当 神林、田中

電話 059-382-8683

ファクシミリ 059-382-1539

電子メール zkenet@pref.mie.lg.jp

次のとおり県営都市公園大仏山公園の指定管理者を募集します。

令和4年8月12日

三重県知事 一見勝之

1 施設の概要

(1) 名称

県営都市公園大仏山公園

(2) 所在地

三重県伊勢市小俣町新村、度会郡玉城町長更及び多気郡明和町新茶屋地内

(3) 開園面積

37.79ヘクタール

(4) 施設

野球場、テニスコート、中央広場、子ども広場、多目的広場等

2 指定期間(予定)

令和5年4月1日から令和10年3月31日までとします。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 県営都市公園大仏山公園(以下「都市公園」といいます。)の維持修繕及び巡視点検に関する業務
- (2) 都市公園の利用者への案内に関する業務
- (3) 都市公園の有料施設の運営に関する業務
- (4) 都市公園において制限されている物販等の行為の許可に関する業務
- (5) 都市公園の利用が危険と認められる場合など利用を禁止し、又は制限する業務
- (6) 都市公園における施設の利用の許可、許可の取消し等の処分に関する業務(料金收受業務を含む。)
- (7) 都市公園の利用の促進に関する業務
- (8) その他都市公園の管理上県が必要と認める業務

4 指定管理者の資格に関する事項

法人その他の団体であること、その他募集要項に記載した資格要件を満たすこととします。詳細については、募集要項を参照してください。

5 申請の手続等に関する事項

(1) 申請の方法

指定申請書に事業計画その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集要項を参照してください。

(2) 募集要項の配布方法

7の場所で令和4年8月12日(金)から同月22日(月)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日は除きます。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)配布します。県のホームページからのダウンロードも可能です。

(3) 現地説明会

令和4年8月23日(火)午前10時から行います。現地説明会への参加が資格要件の1つとなっています。詳細については、募集要項を参照してください。

(4) 申請書類の受付

7の場所へ、令和4年9月7日(水)から同月13日(火)までの間に持参し、又は郵送してください。

なお、持参の場合は午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)とし、郵送の場合は書留郵便により令和4年9月13日(火)午後5時必着とします。

6 選定及び指定の方法

提出された申請書類を基に三重県営都市公園指定管理者選定委員会で申請者の評価を行い、指定管理者の候補者を選定し、三重県議会の議決を経た後に、指定管理者として指定します。

7 担当部局

〒516-8566 三重県伊勢市勢田町628番地2

三重県伊勢建設事務所総務・管理室管理課 担当 澤村、村林

電話 0596-27-5202

ファクシミリ 0596-27-5256

電子メール nkenset@pref.mie.lg.jp

次のとおり県営都市公園熊野灘臨海公園の指定管理者を募集します。

令和4年8月12日

三重県知事 一 見 勝 之

1 施設の概要

(1) 名称

県営都市公園熊野灘臨海公園

(2) 所在地

三重県北牟婁郡紀北町地内

(3) 開園面積

67.74ヘクタール

(4) 施設

片上園地、萩原台園地、ちびっこ広場、豊浦園地、高塚山園地、玉津園地、大白園地、駐車場等

2 指定期間(予定)

令和5年4月1日から令和10年3月31日までとします。

3 指定管理者が行う業務

(1) 県営都市公園熊野灘臨海公園(以下「都市公園」といいます。)の維持修繕及び巡視点検に関する業務

(2) 都市公園の利用者への案内に関する業務

(3) 都市公園において制限されている物販等の行為の許可に関する業務

(4) 都市公園の利用が危険と認められる場合など利用を禁止し、又は制限する業務

(5) 都市公園における施設の利用の許可、許可の取消しなどの処分に関する業務

(6) 都市公園の利用の促進に関する業務

(7) その他都市公園の管理上県が必要と認める業務

4 指定管理者の資格に関する事項

法人その他の団体であること、その他募集要項に記載した資格要件を満たすこととします。詳細については、募集要項を参照してください。

5 申請の手続等に関する事項

(1) 申請の方法

指定申請書に事業計画その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集要項を参照してください。

(2) 募集要項の配布方法

7の場所で令和4年8月12日(金)から同月22日(月)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日は除きます。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)配布します。県のホームページからのダウンロードも可能です。

(3) 現地説明会

令和4年8月26日(金)午後2時から行います。現地説明会への参加が資格要件の1つとなっています。詳細については、募集要項を参照してください。

(4) 申請書類の受付

7の場所へ、令和4年9月7日(水)から同月13日(火)までの間に持参し、又は郵送してください。

なお、持参の場合は午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)とし、郵送の場合は書留郵便により令和4年9月13日(火)午後5時必着とします。

6 選定及び指定の方法

提出された申請書類を基に三重県営都市公園指定管理者選定委員会で申請者の評価を行い、指定管理者の候補者を選定し、三重県議会の議決を経た後に、指定管理者として指定します。

7 担当部局

〒519-3695 三重県尾鷲市坂場西町1番1号

三重県尾鷲建設事務所総務・管理・建築室管理課 担当 竹谷、武藤、倉地

電話 0597-23-3527

ファクシミリ 0597-23-2576

電子メール okenset@pref.mie.lg.jp

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和4年8月12日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和4年 7月29日	伊勢市野村町里前 5563 ほか1筆	伊勢市小俣町元町 992 株式会社創建ハウジング 代表取締役 川端 和 弥
令和4年 7月29日	いなべ市員弁町畑新田字三反丸 817-9	桑名市大字額田 487-1 コタン 102 三 筈 公 大 桑名市大字額田 487-1 コタン 102 三 筈 真 鈴
令和4年 8月1日	三重郡川越町大字北福崎字道下 386-12 ほか1筆	四日市市小杉町 1682 マルチエステート 近藤 早 人
令和4年 8月2日	員弁郡東員町大字長深字乗鞍 3988-1	四日市市午起1丁目2-13 ライフステージ午起 205 小 林 真 優 四日市市午起1丁目2-13 ライフステージ午起 205 小 林 祐 大
令和4年 8月2日	員弁郡東員町大字鳥取字元鳥取 748-1 ほか1筆	員弁郡東員町大字鳥取 758-1 古 川 豊

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
